

令和 8 年度 補償業務管理士（口述試験）受験 に必要となる業務経歴の審査について

検定試験(口述試験)に必要となる業務経歴審査の申込みは、Web による申込みのみとなります。

○ Web申込サイト： <https://jcca-kanrishishikaku.com/>

はじめに	1
1. 業務経歴の審査を申し込む必要がある者.....	1
2. 業務経歴審査申込受付期間・申込場所等.....	2
3. 資格を取得しようとする部門の業務経歴（様式 7・8）の記載上の留意点.....	3
4. 記載例.....	4

はじめに

この業務経歴の審査は、口述試験の受験資格となる取得希望部門について4年以上の業務経歴を有していることを確認するために実施するものです（補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第9条第2項）。

業務経歴審査の申込みが必要かどうかについては、「1. 業務経歴の審査を申し込む必要がある方」をご確認ください。

口述試験の受験に必要な業務経歴審査

1. 業務経歴の審査を申し込む必要がある方

1 業務経歴の審査を申し込む必要がある方

次の①から③までのいずれかに該当し、かつ④に該当する方が対象です。

- ① 令和8年度に「共通科目研修」又は「専門科目研修」を修了した方

※「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」第20条第1項第1号に規定する公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等にあつて、補償業務に20年以上従事した者。）として、総合補償部門以外の申請部門に係る研修及び検定試験の免除申請を予定している方についても、①に該当する場合は、今回の業務経歴審査を申し込んでください。

- ② コースⅡとして過去に「共通科目研修」を修了した方で、研修申込み時に選択した「取得希望部門」を変更し、又は新たな部門を追加して筆記試験を受験する方

※過去の共通科目研修申込み時に選択した『取得希望部門』のみで筆記試験を受験する方は、対象となりません。

- ③ 専門学校の対象学科において「補償講座」の単位を取得した既卒者で、共通科目研修の免除を受ける予定の方

- ④ 令和8年度筆記試験の受験申込者で、取得希望部門について4年以上の業務経歴を有する方（令和8年8月1日現在）

【注意事項】

上記1①から③までのいずれにも該当しない方は、取得希望部門について4年以上の業務経歴を有していても、今回の業務経歴審査を申し込む必要はありません。例えば、令和6年度又は令和7年度に共通科目研修又は専門科目研修を受講した方は、研修申込み時に取得希望部門に係る業務経歴審査を受けているため、改めて申し込む必要はありません。ただし、当時の取得希望部門を変更し、又は新たな部門を追加して受験する場合は、その変更又は追加した部門について業務経歴審査を申し込んでください。

2. 業務経歴審査申込受付期間・申込受付支部等

申込受付は、**令和8年8月19日9：00（水）から令和8年10月1日（木）23時59分（受付期間外は申込できません）**の期間内に原則として受験者本人の勤務地を所管区域とする次表の当協会各支部で行います。

受験申込受付場所	勤務地
〒060-0002 札幌市中央区北二条西 2-29-1 札幌ウイングビル 4 階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 北海道支部 TEL 011-232-3738 FAX 011-232-3728	北海道
〒980-0014 仙台市青葉区本町1-3-9 第六広瀬ビル 7 階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 東北支部 TEL 022-261-1935 FAX 022-261-4558	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
〒110-0005 東京都台東区上野 3-17-9 タイムビル2 4 階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 関東支部 TEL 03-5818-7221 FAX 03-5818-7224	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
〒950-0087 新潟市中央区東大通1-1-15 東大通りビル 6階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 北陸支部 TEL 025-241-8303 FAX 025-247-2700	新潟県 富山県 石川県
〒460-0008 名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル 612 号 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 中部支部 TEL 052-241-9779 FAX 052-252-5359	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
〒540-0026 大阪市中央区内本町 1-2-6 パナシアビル 4 階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 近畿支部 TEL 06-6949-0805 FAX 06-6949-0816	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 福井県
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 3-6 第2ウエノヤビル 6 階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 中国支部 TEL 082-224-5970 FAX 082-224-5971	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クリエイトビル 4 階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 四国支部 TEL 087-822-7265 FAX 087-822-8350	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 5-11 第13 泰平ビル 10 階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 九州支部 TEL 092-471-8808 FAX 092-471-6797	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
〒900-0021 那覇市泉崎 1-13-8 ハーモニー泉崎ビル 2 階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 沖縄支部 TEL 098-869-8570 FAX 098-869-4044	沖縄県

注) ①**受験コース区分又は受験部門の変更・追加**を希望する場合は、**速やかに所属支部へご連絡**の上、その指示に従ってください。

3. 資格を取得しようとする部門の業務経歴（様式7・8）の記載上の留意点

- ① 様式7（公共用地実務経験者）又は 様式8（公共用地実務経験者以外）の経歴書を作成し、説明者が押印したものを添付してください。
- ② 記載事項はすべて、受付期間内（令和8年8月19日から令和8年10月1日）に証明してください。
- ③ 提出の前に記入漏れ、誤字、脱字のないよう、**再度チェック**してください。
- ④ 様式8「資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」の部門ごとの件名は、契約時の業務発注件名を記載してください。その際、**件名それ自体では具体的な事業内容や業務内容が明確**

でない場合には、次の **記入例 1** のように業務発注名の後に**具体的事業名及び業務内容**（部門の対象業務であることが分かるように、〇〇調査、積算等）を補足し、補償業務が明確になるようにしてください。なお、各部門の業務内容は、＜参考＞－1 のとおりです。

記入例 1

契約件名 〇〇地区用地調査等業務委託（一般国道〇〇号改築工事（物件・・・非木造建物に係る調査、積算業務を含む。）

- ⑤ 様式 8「資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」には、**元請業務を記載してください。**また、当該業務経歴には、**暦年又は年度ごとに原則 2 事例以上記載（元請で時点の異なるもの）**してください。ただし、1 事例で 12 か月の業務経歴を確認できる場合は、1 事例のみの記載でも差支えありません。暦年又は年度ごとに実務経歴の記載がない場合は、期間計算には算入しないでください。
- ⑥ 様式 8「資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」の「業務経歴内容」及び「従事年数」の証明は、その業務経験を積んだ会社等の**人事権を有する証明者**（通常は代表者）により行ってください。
- ⑦ 口述試験の受験に当たり必要な業務経歴が複数の会社等に及ぶときは、**それぞれの会社等ごとに様式 8「資格を取得しようとする部門の業務経歴」**を作成してください。
- ⑧ 会社等が倒産等により、様式 8「資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」の証明を得ることができない場合には、証明を得ることができない事情について理由書（様式任意）を作成してください。また、その場合、様式 8「資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」の証明は、その在職期間中の役員又は上同等の 2 名以上の連名により証明してください。
この場合、証明者がその期間に在職していたことを証する資料（**上司 2 名以上の連名証明の場合は、証明者の「被保険者記録照会回答票」（写し）、役員の証明の場合は、閉鎖事項全部証明書（役員の場合、証明する期間に役員として登記されているもの）**）を添付してください。※これらの写しについては、いずれも、取得する部門の補償業務経歴を証明する会社等とは関係のないデータは、**読み取れないように塗りつぶし（マスキング）**を施したうえで提出してください。

4. 記載例

(様式7)

補償業務勤務経歴記載例

(公共用地実務経験者の例)				氏 名	補償 太郎
7.	補償業務勤務経歴	期 間	勤務先名及び役職名	業 務 の 内 容	年 月 数
		平成10年4月から 平成13年5月まで	〇〇省〇〇地方建設局 用地部用地第2課	用地買収業務全般	3.2
		平成13年6月から 平成16年3月まで	同 上 用地部用地第3課	同 上	2.10
		平成16年4月から 平成18年3月まで	同 上 〇〇工事事務所用地課	同 上	2.0
		平成18年4月から 平成20年3月まで	(用地係長) 〇〇工事事務所用地課	同 上	2.0
		平成20年4月から 平成22年10月まで	(用地係長) 〇〇工事事務所用地課	同 上	2.7
		平成22年11月から 平成24年3月まで	(用地係長) 〇〇工事事務所用地課	同 上	1.5
		平成24年4月から 平成27年3月まで	(用地官) 〇〇工事事務所用地課	同 上	3.0
		平成27年4月から 平成29年3月まで	(用地課長) 国土交通省〇〇地方整備局 〇〇事務所用地課	同 上	2.0
		平成29年4月から 令和 2年3月まで	(用地課長) 〇〇事務所用地課	同 上	3.0
		年 月から 年 月まで			
		年 月から 年 月まで			

表頭に係る者の補償業務勤務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

所 在 地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号

名 称 国土交通省〇〇地方整備局

代表者氏名 局 長 〇 〇 〇 〇

印

部 門 別 補 償 業 務 経 歴 記 載 例

本様式については、特に下記事項について留意し、次頁以降の記載例にしたがって記載のうえ提出してください。

※発注（上段）

補償コンサルタント登録規程第2条第1項の「補償業務を直接請負った経歴(元請)」しか認められませんので、建設会社、コンサルタント会社、民間企業、個人等からの発注は業務経歴には加算されません。

※補償業務の件名（下段）

契約書の件名では、当該部門の補償業務内容であるか分かりづらい場合は、以下のように**収用対象事業の種類（内容）、当該部門の業務の内容であること**等が分かるように適宜補足してください。

（例）（契約書の件名）「国道〇〇号線用地調査等業務」



（土地調査部門）

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区土地調査業務**(登記簿の閲覧、土地の境界確認、権利者の住所・氏名の確認含む。)

（土地評価部門）

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区土地評価業務**(標準地評価及び比準業務)

（物件部門）

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区用地調査業務**(非木造建物及び立木等調査算定を含む。)

（機械工作物部門）

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区支障物件調査業務**(〇〇工場設備調査算定業務)

（営業補償・特殊補償部門）

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区用地調査業務**(〇〇商店営業休止補償調査算定業務を含む。)

（事業損失部門）

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区家屋調査業務**（電波障害影響調査を含む。)

（補償関連部門）

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区意向調査業務**

※業務経歴期間の計算については、年度又は暦年で時点の異なる2事例以上ある場合、本様式の終期から始期を差し引いた年月数が実務経験年数となりますが、それを満たさない場合は、それぞれの業務経歴期間の積み上げとなりますのでご注意ください。

資格を取得しようとする部門の業務経歴は4年以上必要です。

※件名の選択に当たっては、所属会社が受注した事例で、必ず**申請者本人が担当した事例を記載**してください。(虚偽の記載をした場合は、実施規程第21条第3号に抵触するおそれがあります。)

(様式 8)

氏 名	補 償 一 郎
土地調査	
部門	

8.	資格を 取得し よう とする 部門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		令和元年 5月から 令和元年 7月まで	〇〇県〇〇地方振興局 県道57号改築工事〇〇地区用地測量業務 (土地境界確認、権利調査等土地調査を含む。)
		令和元年 9月から 令和元年12月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築工事〇〇地区土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)
		2年 4月から 2年 6月まで	〇〇市道路建設課 市道〇〇線〇〇地区拡幅歩道設置工事用地測量業務 (登記簿閲覧、境界確認等土地調査を含む。)
		2年 9月から 2年11月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇川改修〇〇地区築堤工事土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)
		3年 6月から 3年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇河川事務所 〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事用地測量等業務(権利調査等の土地調査を含む。)
		3年10月から 4年 1月まで	〇〇町土木課 町道〇〇線拡幅工事用地調査業務(土地境界確認等の土地調査を含む。)
		4年 6月から 4年 9月まで	〇〇市街路課 都市計画街路〇〇線交通安全施設設置等工事土地調査業務 (権利調査、土地境界確認等)
		4年11月から 5年 2月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 〇〇西バイパス建設工事〇〇地区用地調査等業務(権利確認等土地調査を含む。)
		5年 5月から 5年 7月まで	〇〇県〇〇地方振興局 広域農道〇〇線拡幅工事用地測量調査業務(登記簿閲覧、土地境界確認等業務を含む。)
		5年 9月から 6年 2月まで	〇〇県〇〇土地改良区 〇〇地区ほ場整備事業灌漑排水工事土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)
		6年 6月から 6年 8月まで	〇〇市下水道課 〇〇地区下水処理場建設工事用地測量業務(登記簿閲覧等土地調査を含む。)
		合 計 5年 4月	

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式8)

氏 名	補 償 二 郎
土地評価	
部門	

8.	資格を 取得し よ うと する 部門 の 補償 業務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		平成31年 4月から 令和元年 6月まで	〇〇県〇〇土木事務所 県道20号拡幅工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務
		令和元年 8月から 令和元年11月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区用地調査業務(標準地評価及び比準業務等土地評価業務)
		2年 4月から 2年 5月まで	〇〇市土木局道路建設課 市道〇〇線改築〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務
		2年 9月から 2年11月まで	〇〇県〇〇地方振興局 一般国道〇〇〇号改築〇〇地区用地調査業務 (標準地評価及び比準業務等土地評価業務)
		3年 5月から 3年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区用地調査等業務(標準地評価及び比準業務)
		3年 9月から 3年12月まで	〇〇県道路公社 一般有料道路〇〇線拡幅工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務
		4年 4月から 4年 5月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇地区土地評価業務(標準地評価及び比準業務)
		4年10月から 5年 2月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一級河川〇〇川水系〇〇川改修〇〇地区用地調査等業務 (標準地評価及び比準業務)
		5年 5月から 5年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地買収に伴う土地評価業務 (標準地評価及び比準業務)
		5年 8月から 5年11月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇ジャンクション建設工事〇〇地区用地買収に伴う 標準地評価及び比準業務
		6年 5月から 6年 7月まで	〇〇県〇〇土木事務所 県道51号改築工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務
		合 計	
		5年 4月	

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日
所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号
名 称 新橋補償株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式8)

氏 名	補 償 三 郎
物 件	部門

8.	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
	令和元年 5月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所

資格 を取 得 し よ う と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	令和元年 7月まで	一般国道〇号改築〇〇地区建物等調査算定業務		
	令和元年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局		
	令和元年11月まで	県道15号改築工事〇〇地区非木造建物等調査算定業務		
	2年 4月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所		
	2年 8月まで	高速自動車国道〇〇線〇〇地区用地調査等業務 (物件・・・木造、非木造建物調査、算定業務)		
	2年 9月から	〇〇市道路建設課		
	2年11月まで	市道〇〇線〇〇地区交通安全施設設置工事非木造建物等調査算定業務		
	3年 4月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所		
	3年 7月まで	一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物、立木等調査算定)		
	3年 9月から	〇〇地方整備局〇〇河川事務所		
	3年11月まで	〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事物件調査算定業務 (建物等調査算定)		
	4年 4月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所		
	4年 8月まで	一般有料道路〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事家屋調査算定業務		
	4年10月から	〇〇市街路課		
	5年 2月まで	都市計画街路〇〇線改築工事建物等調査算定業務		
	5年 5月から	〇〇市道路建設課		
	5年 8月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物等調査算定業務)		
5年 9月から	〇〇県道路公社			
5年11月まで	一般有料道路〇〇線拡幅工事〇〇地区家屋調査算定業務			
6年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局			
6年 8月まで	広域農道〇〇線拡幅工事家屋等調査算定業務			
			合 計	5年 4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式8)

氏 名	補 償 四 郎
機械工作物	
部門	

8.	資 格 を	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		平成31年 4月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所
		令和元年 8月まで	一般国道〇号改築〇〇地区物件調査算定業務 (機械工作物・・・ガソリンスタンド施設調査算定)
		令和元年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局
		令和元年12月まで	県道5号改築工事〇〇地区物件調査業務委託

取得しようとする部門の補償業務経歴		(機械工作物・・・食品加工機械設備移転調査算定)		
	2年 4月から	〇〇市都市計画局街路課		
	2年 6月まで	都市計画街路〇〇線改築工事用地調査業務委託 (機械工作物・・・化学工場プラント施設調査算定)		
	2年 9月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所		
	3年 3月まで	高速自動車国道〇〇線〇〇地区用地調査等業務委託 (機械工作物・・・金属加工工場ライン設備調査算定)		
	3年 5月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所		
	3年 7月まで	一般国道〇号〇〇バイパス建設工事〇〇地区特別物件調査等業務委託 (機械工作物生コン製造プラント調査算定)		
	3年 9月から	〇〇市土木局道路建設課		
	3年12月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (機械工作物自動車整備工場機械調査算定業務)		
	4年 4月から	〇〇県〇〇地方振興局		
	4年 8月まで	主要地方道〇〇線拡幅工事〇〇地区歩道設置工事物件等調査算定業務委託 (機械工作物・ガソリンスタンド施設及び石油貯蔵タンク移転調査算定)		
	4年11月から	〇〇市都市計画局街路課		
	5年 1月まで	都市計画街路〇〇線改築工事支障物件調査算定業務 (機械工作物・・・パン製造工場設備調査算定)		
	5年 5月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所		
	5年 7月まで	一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・有線放送設備の調査算定)		
	5年 9月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所		
	6年 1月まで	一般有料道路〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事物件調査算定業務 (機械工作物・・・採石プラント調査算定)		
6年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局			
6年 7月まで	林道〇〇線改築工事機械工作物等調査算定業務 (機械工作物・・・製材機械調査算定)			
			合 計	5年 4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日
所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号
名 称 新橋補償株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式8)

氏 名	補 償 五 郎
営業補償・特殊補償	
部門	

8.	資格を 取	期	間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		令和元年	5月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所
		令和元年	8月まで	一般国道〇号改築〇〇地区〇〇商店他営業調査算定業務 (営業・・・営業休止等補償算定業務)
		令和元年	9月から	〇〇市街路課
		令和元年	10月まで	都市計画街路〇〇線改良工事営業調査算定業務 (営業・・・クリーニング店営業休止補償算定)
		2年	4月から	〇〇県〇〇土木事務所

得 し よ う と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	2年 6月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)	
	2年 9月から	〇〇市道路建設課	
	3年 3月まで	市道〇〇線〇〇地区交通安全施設設置工事用地調査業務 (営業・・・パチンコ店等休業補償調査算定)	
	3年 5月から	〇〇地方整備局〇〇港湾工事事務所	
	3年 8月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)	
	3年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局	
	3年11月まで	県道〇〇号改築工事〇〇地区〇〇商店等他〇件営業調査算定業務 (営業・・・営業廃止及び休業補償調査算定業務)	
	4年 4月から	〇〇市道路建設課	
	4年 7月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (営業・・・コンビニエンスストア等営業休止補償等調査算定業務)	
	4年11月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
	5年 2月まで	〇〇東バイパス建設工事〇〇地区用地調査等業務 (営業・・・〇〇商店営業規模縮小補償額算定業務)	
	5年 5月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
	5年 7月まで	一級河川〇〇川水系〇〇川改修〇〇築堤用地調査等業務 (特殊・・・農業廃止補償調査算定業務)	
	5年 9月から	〇〇町土木課	
	5年12月まで	町道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (営業・・・美容院営業休止補償調査算定業務)	
	6年 4月から	〇〇市下水道課	
	6年 6月まで	〇〇地区下水道管渠整備工事用地測量業務 (営業・・・〇〇商店他営業休止補償調査算定)	
		合 計	5年 2月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称新橋補償株式会社

代表者氏名代表取締役〇 〇 〇 〇



(様式 8)	氏 名	補 償 六 郎
	事業損失 部門	

8.	資 格 を 取 得 し よ う	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		平成 31 年 4月から 令和元年 5月まで	〇〇市道路建設課 市道〇〇線改築工事〇〇地区建物等事前調査業務
		令和元年 9月から 令和元年10月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区建物等事前調査業務
		2年 4月から 2年 6月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区建物等事後調査算定業務
		2年 9月から 3年 1月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇高架橋建設工事電波障害影響事前調査
		3年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局

と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	3年 8月まで	県道〇〇号改築工事〇〇地区家屋等事前調査業務	
	3年 9月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
	3年11月まで	一般国道〇号〇〇バイパス〇〇隧道建設工事物件調査業務 (事業損失・・・水枯渇補償算定)	
	4年 5月から	〇〇県道路公社	
	4年 6月まで	一般有料道路〇〇線改築工事〇〇地区家屋事前調査業務	
	4年11月から	〇〇県道路公社	
	5年 2月まで	一般有料道路〇〇線改築工事〇〇地区家屋事後調査算定業務	
	5年 5月から	〇〇市都市計画局街路課	
	5年 7月まで	都市計画街路〇〇線改築工事建物等事前調査業務	
	5年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局	
	5年12月まで	広域農道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (事業損失・・・家屋等事前調査)	
	6年 4月から	〇〇地方整備局〇〇河川事務所	
6年 6月まで	〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事物件調査算定業務委託 (事業損失・水枯渇補償算定業務)		
		合 計	5年 3月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称新橋補償株式会社

代表者氏名代表取締役〇 〇 〇 〇 印

(様式8)

		氏 名	補 償 七 郎
		補償関連 部門	
8.	資 格 を 取 得 し よ う と す	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		平成31年 4月から 令和元年 9月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築工事用地調査業務 (補償説明業務を含む。)
		令和元年12月から 2年 3月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民意向調査業務
		2年 4月から 2年 6月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民生活再建調査業務
		2年 9月から 2年12月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う代替地対策調査業務
		3年 5月から 3年 8月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事裁決申請書添付図書等作成業務
		3年 9月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所
			朱 会 印 社

る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	3年12月まで	一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地調査業務 (事業認定申請図書作成業務を含む。)	
	4年 5月から	〇〇県〇〇農林事務所	
	4年 6月まで	〇〇地区灌漑事業〇〇ダム建設事業用地調査業務 (補償説明業務を含む。)	
	4年11月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所	
	5年 2月まで	一般有料道路〇〇線〇〇ジャンクション建設工事裁決申請書添付図 書作成業務	
	5年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局	
	5年10月まで	〇〇ダム事業計画策定に伴う用地関係予備調査業務	
	5年11月から	〇〇県〇〇土木事務所	
	5年12月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (補償説明業務を含む。)	
	6年 4月から	〇〇地方整備局〇〇ダム調査事務所	
6年 9月まで	〇〇ダム事業に伴う地域住民意向調査業務		
		合 計	5年6月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



各部門に係る補償業務の内容

1. 土地調査部門

土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務

2. 土地評価部門

- (1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務
- (2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務

3. 物件部門

- (1) 木造建築、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務

4. 機械工作物部門

機械工作物に関する調査及び補償金算定業務

5. 営業補償・特殊補償部門

- (1) 営業補償に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務

6. 事業損失部門

事業損失[※]に関する調査及び費用負担の算定業務

(注)※事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損失等をいう。

7. 補償関連部門

- (1) 意向調査^{※1}、生活再建調査^{※2}その他これらに関する調査業務
- (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務
- (3) 事業認定申請図書等の作成^{※3}業務

(注)※1意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。

※2生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。

※3事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための協議相談用資料(事業認定申請図書(案))の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいう。

8. 総合補償部門

- (1) 公共用地取得計画図書の作成業務
- (2) 公共用地取得に関する工程管理業務
- (3) 補償に関する相談業務
- (4) 関係住民等に対する補償方針に関する説明業務
- (5) 公共用地交渉業務[※]

(注)※公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得に対する協力を求める業務をいう。